

千葉県報

号外
令和6年5月24日

主要目次

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
- 千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十五号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年千葉県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第一項中「の規定による本人確認情報」を「（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合）であつては、附票本人確認情報）」に、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改め、同条第二項中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改める。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第一項中「に規定する」を「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）に規定する」に改め、同条第二項中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改める。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第一項中「の規定」を「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）の規定」に、「の内容」を「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合）であつては、附票本人確認情報（の内容）」に、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報等訂正等申出書」に改める。

別記第一号様式中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に、「住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり磁気ディスクを」を

「住民基本台帳法第30条の32第1項第30条の44の12において読み替えて準用する同法第30条の32第1項の規定により、次のとおり磁気ディスクに記録されている自己に

本人確認情報開示請求書

請求する本人確認情報
附票本人確認情報

に、「本人確認情報」を

「（本人確認情報又は附票本人確認情報）」に改める。

「住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除を申し出ます。」

「住民基本台帳法第30条の44の12において準用する同法第30条の35の

規定により、次のとおり開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除を申し出ます。

甲 出 に 係 る 本人確認情報
附票本人確認情報

に改める。

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年五月二十四日

千葉県規則第四十六号

千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

千葉県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年千葉県規則第四十号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条第一号中「含む。）」、「を」を「含む。）」及び「に改め、「及び事務所ごとに置かれる法第二条第四号に規定する宅地建物取引士」を削る。

附則

この規則は、令和六年五月二十五日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八